

仮住居契約書（堺市営住宅）

市営住宅建替事業の実施に伴う仮住居及び仮住居の使用料等の支払について、堺市（以下「甲」という。）と入居者（以下「乙」という。）との間で次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 この契約の対象となる賃貸借物件（以下「物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地	
規模	
家賃	月額 円
賃貸借開始日	年 月 日

（賃貸借の目的）

第3条 乙は、物件を甲の市営住宅建替事業に基づく仮住居として使用し、その他の目的に供してはならない。

（使用料等の支払）

第4条 乙は、物件の家賃について、毎月末日までにその月分を甲に支払うものとする。

（入居承認日の通知）

第5条 甲は、甲の建設する建替住宅の完成予定日（以下「入居承認日」という。）を2箇月前までに乙に通知する。

（補修費）

第6条 乙は、入居期間内における仮住居の補修費を、当該管理による修繕の負担区分に従い負担するものとする。

（契約の失効）

第7条 この契約は、建替住宅入居承認日若しくは 年 月 日をもって効力を失う。

(譲渡等の禁止)

第8条 乙は、物件の全部又は一部につき賃借権（使用权）を他に譲渡し、転貸し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の承諾がなければ物件内に契約時の入居者以外の者を同居させてはならない。

(増改築等の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾がなければ物件に造作、改造、模様替え等をしてはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 使用料の支払いを2箇月以上怠ったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項に規定する場合のほか、契約期間内にこの契約を解除する必要が生じたときは、解除しようとする日の2箇月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

(契約外の事項)

第11条 この契約の条項に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

代表者 堺市長

印

乙 住所

氏名

印